

令和 9 年度隣接校制度適用除外校について

立川市立小・中学校は、お住まいの地域ごとに学区と指定校が定められていますが、指定校への通学距離に比べ、希望する隣接校への通学距離の方が短いことを理由として、指定校を変更することができます。

ただし、下記の学校については、他学区の児童を受け入れた場合、教室に不足が生じることが見込まれるため、特別支援学級を含め隣接校希望による指定校変更を受け付けておりません。令和 9 年度においても引き続き、隣接校制度適用除外を継続いたします。

記

○第三小学校

令和 3 年度より、隣接校制度適用除外校。

今年度の児童生徒数予測においても、学級数が横ばいの見込みであることから、適用除外を継続する。

○第五小学校

平成 29 年度より、隣接校制度適用除外校。

校舎を増築しているが、隣接している緑町（一学年 20 人程）から指定校変更が出る可能性があり、かつ、昨年度の学校ヒアリングで、22 学級が限界で少人数指導教室および児童の更衣室の確保に現状課題があることから、適用除外を継続する。

ただし、来年度の児童生徒数予測で学級数減の予測の場合は、令和 10 年度以降の解除を検討する。

○第七小学校

令和 8 年度より、隣接校制度適用除外校。

今年度の児童生徒数予測においても、今後学級数が増加する見込みであることから、適用除外を継続する。

○西砂小学校

平成 18 年度より、隣接校制度適用除外校。

今年度の児童生徒数予測（最大予測値）によると、再来年度より学級数が減少する見込みであるものの、来年度も引続き児童生徒数予測の状況をみる必要があることから、適用除外を継続する。

○立川第五中学校

隣接校制度適用除外校。

今年度の児童生徒数予測においても、学級数が増加する見込みであることから、適用除外を継続する。